

歯学生が臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する検討会 報告書

令和5年1月16日
歯学生が臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する検討会

1. 背景

令和3年5月21日に成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号。以下「改正医療法等」という。)において、歯科医師法(昭和23年法律第202号)の改正が行われ、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験(以下「共用試験」という。)に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医師の指導監督の下、歯科医業を行うことができることとされた(令和6年4月1日施行)。

一方、共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認するものであり、臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として有すべき知識及び技能を確認する歯科医師国家試験とは内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から歯科医師の指導監督の下であるとしても、一定の歯科医業については、歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号。以下「政令」という。)において臨床実習を行う学生は、行えないこととされた(令和6年4月1日施行)。

このため、「歯学生が臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する検討会」(以下「検討会」という。)において、臨床実習における歯科医師の指導監督の状況について確認した上で、さらに臨床実習の実施を促すために、政令で除くべき歯科医業及び今後の臨床実習を円滑かつ安全に実施するための方策について検討した。本報告書は、歯学生が臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する考え方について、とりまとめるものである。

2. 臨床実習における歯科医師の指導監督の状況について

(1) 臨床実習における歯科医行為の違法性阻却の条件と今般の法改正との関係について

臨床実習で歯学生が行う歯科医行為に関しては、平成15年3月にとりまとめられた歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書(以下「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」という。)において、「患者同意の下に、正当な目的のための相当な手段でなされれば、無資格者の行為であっても、無資格行為、民事の不法行為、そして刑事の犯罪行為についての違法性が阻却されると解されている」と整理されている。その上で、「()侵襲性が相対的に小さいこと、()資格者の指導・監督の下に実施されていること、()学生の技術力の確保、()医療過誤対応の体制確立、()教育評価法」について最善の手段が採られていることとされている。

これらの整理は、歯学生の歯科医業が改正医療法等により歯科医師法に位置付けられて以降も、臨床実習において歯学生が歯科医行為を行う条件として、引き続き妥当であ

り、歯学生が臨床実習の中で行う歯科医行為については、引き続きこれまでの考えに沿って行うべきであると考えられる。

(2) 大学における管理及び指導体制について

歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力に関する学修目標を明確化する目的で策定された「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」において、診療参加型臨床実習ガイドラインがまとめられており、その中で臨床実習における大学の役割等も述べられている。

令和3年に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構がとりまとめた「共用試験歯学系 OSCE の効果等に関する調査報告書」によると、全国の大学は概ね歯学生の教育を統括する部門を整備し、一定の指導監督の下に臨床実習が行われており、今後も引き続き、患者の安全性を確保しながら、適切に指導監督されることが重要である。

現状、臨床実習で歯学生が行う歯科医行為については、大学や附属病院によって状況は様々であるため、診療科の特性や個々の大学の状況も踏まえながら管理体制を整備することが必要である。また、指導を行う教員の質の向上に対する取組についても、いっそう推進していく必要がある。

臨床実習の指導者について、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」において、「各大学あるいは各診療科において、指導教員の資格要件とする臨床教育年限を定めることが必要である」、指導者に対する「研修内容・水準の統一化を図るために、大学内外において、指導マニュアルの策定や、研修会・症例検討会等の開催が望まれる」とされている。各大学においては、一定の基準を設定することを検討することとし、卒後臨床研修の指導歯科医と臨床実習の指導者に求める資質が共通する部分があることを踏まえ、指導歯科医講習会やFD(Faculty Development)研修等の受講を促すことも考えられる。

また、「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」において、臨床実習実施時の指導体制について水準毎に指導者1人あたりの実習生数等の人的側面や、臨床実習専用診療室等の物的側面の整備についても指摘されている。

(3) 患者の同意について

平成15年にまとめられた「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」において、歯学生の臨床実習においても、歯科医行為を行うものである以上、患者の同意は必須であるとされた。また、平成29年度厚生労働科学特別研究「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」においても、患者同意取得については、「患者から『包括同意』を文書または口頭で得ること」が妥当であるとされていることを踏まえ、歯学生の臨床実習においては、一連の診療開始時に歯学生が臨床実習として歯科医行為を行う場合があることに対して包括同意を得た場合であっても、特に侵襲性の高い行為を実施する際には、改めて個別同意を取得することを検討すべきである。

なお、将来的に、歯学生による臨床実習への患者理解が進んだ場合には、一般的な処置については、特別な同意取得の必要なく、臨床実習を行うことを可能とすることも検

討すべきである。

また、歯学生が歯科医行為を行う上では、歯学生が歯科医行為を行っていることを認知できるよう、名札等により、歯学生であることを明示することが重要である。

(4) そのほか臨床実習において改善すべき点や配慮すべき点について

臨床実習において行う歯科医行為には、侵襲を伴うものも多く含まれることから、歯科医師による適切な指導監督が求められるとともに、事前にシミュレーションを用いたトレーニングを行う等の十分な準備をすることが必要である。

また、既存の患者相談窓口等を活用することも含め、患者からの臨床実習に関する相談にも対応できる窓口を設置するとともに、それを周知するよう努めていく必要がある。

臨床実習においては侵襲的な歯科医行為を行うことも踏まえ、歯学生本人は学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険に、指導にあたる歯科医師は歯科医師賠償責任保険等各種保険に加入することも、歯学生、教員を保護する観点から強く推奨される。

3. 歯学生が臨床実習で行う行為について

(1) 侵襲的な歯科医行為及び判断を伴う行為について

「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン」(平成29年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業)において、歯科診療は外科的な領域が中心で、侵襲を伴う診療が大きな割合を占めており、「学生が卒業時までには歯科医師として必要とされる基本的な知識や技能を修得するため、また、歯科医学・歯科医療の進歩と改善に資するためには、侵襲性の高い診療が高頻度で実施される歯科医療の特殊性を踏まえた上で自験を行わせることが必要である。」とされている。

臨床実習で歯学生が行う歯科医行為に関しては、平成15年に「歯科医師卒前臨床実習に関する報告書」で歯科学学生の臨床実習において、一定条件下で許容される歯科医行為の例示として、「指導者の指導、監視の下に実施許容(水準1)」、「状況に応じて実施許容(水準2)」、「原則として指導者の介助(水準3)」及び「原則として指導者の見学(水準4)」の4つに分類された。

この報告書において示された歯科医行為については、歯科医行為を行う場面や患者の状況、学生の習熟度等によって、侵襲度や安全性は異なる。また、歯学の進歩等により、歯科医行為の侵襲度等は変化しうると考えられる。こうしたことも踏まえると、無数にある歯科医行為の中から歯学生が行うべきでない歯科医行為を個別に列挙することは、歯科医学的な観点からも困難である。

このため、政令において、歯学生の臨床実習における歯科医行為を一律に除外することは、困難であると考えられる。歯学生が臨床実習の中で歯科医行為を実施するに当たっては、各大学の統括部門が定めた歯科医行為の範囲を遵守することとし、さらに、歯学生がその定められた歯科医行為を実施するかどうかについては、現場で指導監督を行う歯科医師が、患者の状況と歯学生の習熟度等を勘案して決定することが適当である。

各大学が臨床実習で行う歯科医行為の範囲等を検討する際には、本報告書の内容や

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」等を参考とすることも考えられる。

(2) 処方箋の交付について

処方箋の交付を歯学生が実施した場合、歯学生が交付した処方箋により患者が受領した薬剤については、医療施設外で使用され、その薬用効果の発現時点においては歯科医師の直接の監視下でないことから、万一、処方箋に過誤があった場合には、危険や損害の回避ができず、重大な事故を招きかねないということ、また、処方箋に基づき調剤を行う薬剤師は、処方箋に疑わしい点があるときには、その処方箋を交付した歯科医師に確認することが義務付けられているが、処方箋を交付した者が歯学生の場合、適切に確認作業の対応ができないおそれがあることから、処方箋の交付は政令で除くべき歯科医業にあたると思われる。

4. その他、臨床実習の実施に当たり必要な事項について

(1) 大学病院等に対する国民の認識について

大学病院は高度医療を提供する機関・研究機関としての役割がある一方で、歯科医師を育成する教育機関でもある。特に、歯学生の臨床実習は大学病院を中心に実施されるため、大学病院を受診する患者から歯学教育への理解を得ることは、今後も質の高い歯科医療を確保する観点から重要である。

厚生労働省及び文部科学省は、国民や大学病院を受診する患者に対し、教育機関として大学病院が果たす役割について周知・啓発し、患者の理解を醸成し、臨床実習を円滑に行うための環境を整備していくことが求められる。また、大学病院以外で臨床実習を受け入れている医療機関等においても、同様に啓発活動を進める必要がある。

(2) 臨床実習を円滑かつ安全に行うために必要な取組について

改正医療法等により、歯学生が行う歯科医業については、法的な位置付けをもって実施することとなった。他方、臨床実習は各大学の統括部門の管理と歯科医師による指導監督下で、十分な配慮とともに患者に実施される必要があることは変わらない。臨床実習の円滑かつ安全な実施に当たり、大学・関係学会・患者のより一層の協力と国民の理解を得ながら適切に実施していくことが求められる。

5. おわりに

このたび、共用試験に合格した歯学生は、歯科医師法の改正により、臨床実習において歯科医師の指導監督の下、歯科医業を行うことができることが明確化された。これによって、診療チームの一員として診療に積極的に参加することを通じて、臨床実習が歯科医療の質を向上させ、患者の背景を踏まえた全人的な診療ができる歯科医師養成に資するものになることが期待される。